

「きんかいセンター」とお呼びください！

沖縄県医療勤務環境改善支援センターでは、

医師の「宿日直許可」についてのご相談に対応しています。

皆さまの病院の宿日直勤務について、もう一度見直しませんか？

例えば、皆さまの病院の宿日直勤務について、

- 1 許可基準に該当し、労働基準監督署の宿日直許可を受けた場合は
その宿日直勤務の時間は「労働時間規制」から除外され、残業規制の時間規制を受けなくなります。
- 2 医師派遣を受けて、宿日直勤務をされている場合には
その宿日直勤務について、残業規制の時間規制を受けないだけでなく、派遣元の病院での「連続勤務規制・勤務間インターバル」で緩和された取り扱いになります。
- 3 その他、こんな相談に対応します。
 - ・宿日直勤務について、労働条件は明確ですか？（手当額、時間記録、労災保険適用など）
 - ・派遣元の病院から求められている労働時間の記録と報告に対応したいが…
 - ・随分前に宿日直許可を取っているはずなんだが…

無料

秘密厳守

私たち、沖縄県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）では、

- ・皆さまの病院の宿日直勤務についての勤務形態・労働条件などの見直しの相談
- ・労働基準監督署の行う宿日直許可・許可基準についての相談
- ・労働基準監督署に許可を申請する際の同行、同席しての相談



→まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせて訪問させていただきます。

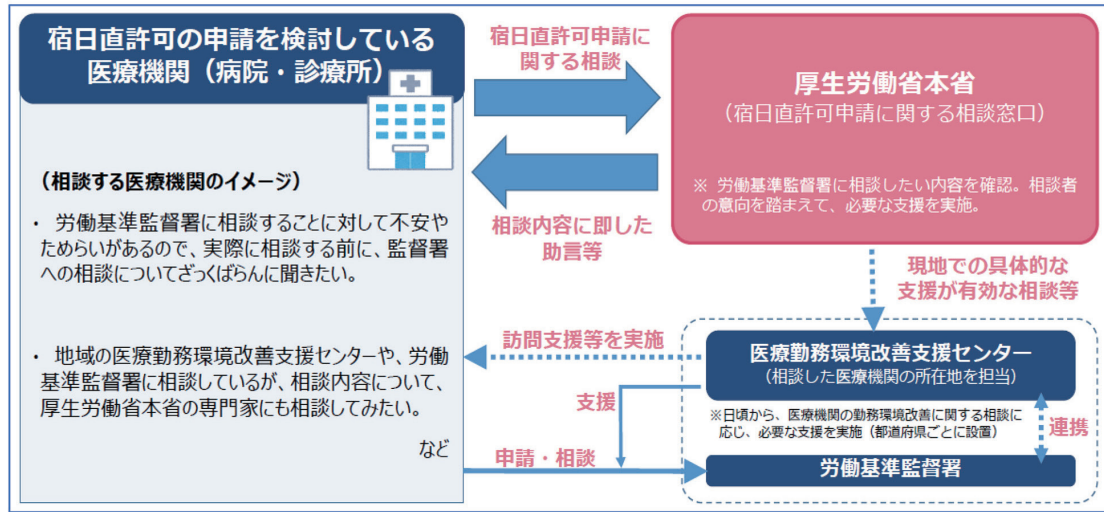
TEL・FAX : 098-988-1430（相談無料）受付：平日 10:00～16:00

E-mail : contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp

※沖縄県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター（きんかいセンター））とは？

- ・医療従事者の勤務環境改善を目的に、沖縄県と沖縄労働局の委託を受けて設置されました。
- ・全国 47 都道府県に設置されており、沖縄県では沖縄県社会保険労務士会が受託・運営しています。
- ・特に、医師の働き方改革の推進に取り組んでいます。すべての医療従事者を対象に、病院の管理運営について相談に対応しています。
- ・ご相談には社会保険労務士の資格者が、秘密厳守で対応します。

厚生労働省では、令和4年4月から「医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口」を本省に設置



URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html



本省のサイトには事例や FAQ も掲載中

宿日直検討の際のポイント

※必ず、引用の資料や最近の情報も確認ください

- ☑ 通常勤務の拘束から完全に開放された後のもの（通常勤務の継続ではない）
- ☑ 一般の宿日直業務以外は、特殊な措置を必要としない軽度又は短時間の業務に限る
- ☑ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとれること
- ☑ 原則、宿直勤務は週1回、日直勤務は月1回を限度する
- ☑ 宿日直手当は、同種の労働者の一日平均賃金の1/3以上

※宿日直許可は、診療科、職種、時間帯などを限って得ることも可
 ※宿日直中に、通常と同態様の業務が稀に発生する場合には、宿日直の許可が得られる場合もある。通常と同態様の業務には、本来の賃金を支払う必要がある。

厚生労働省 R1基発0701第8号、S22発基17号より抜粋、編集

ご相談
お待ちしております！

私たち、沖縄県医療勤務環境改善支援センターで、相談できます。
 →まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせて訪問させていただきます。
 TEL・FAX : 098-988-1430（相談無料）受付:平日 10:00~16:00
 E-mail : contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp

勤務医が1人でもいる場合はご確認を！

医師の働き方改革として、残業規制の法施行が2024年4月に迫っています。

法施行後は、年間の時間外・休日労働時間は960時間に制限されます。

もし960時間を超える場合には、都道府県によるBC水準指定を受ける必要があります。

※BC水準指定には、各種要件があります。

BC水準指定に関することも
「勤改センター」へ相談を！

対応フローチャート！

現在、年間の時間外・休日労働時間数が

960時間以内の場合

勤務医の負担軽減・WLB（ワークライフバランス）
に引き続き取り組んでいきましょう。

960時間を超える場合

BC水準指定の検討をしてください
4つの水準があります（B・連携B・C-1・C-2）

2024.4月までに960時間以内に残業を減らす



まず何からすればいいの？

労働時間を把握してください・・・タイムカードなどで、時間数を記録できるようにしましょう
出勤簿で出勤の事実だけを記録している場合は不十分です。

労働時間について考えましょう・・・兼業先・副業先の労働時間も通算する必要があります
自己研鑽と労働時間の区別はついていませんか？
労働基準監督署の適用除外許可を受けていない宿日直の
時間は労働時間として算定する必要があります

こんな時、沖縄県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)へご相談を！

- ・BC水準指定に関すること
- ・医師の労働時間短縮計画に関すること
- ・BC水準指定事務における第三者評価（評価センター）に関すること
- ・労働時間の把握に関すること
- ・自己研鑽が労働時間かについて、宿日直許可に関すること

無料

秘密厳守

→まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせて訪問させていただきます。

TEL・FAX：098-988-1430（相談無料）受付：平日10:00～16:00

E-mail：contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp

お早めにご相談を！ 残業規制の法施行が2024年4月に迫っています。

**法施行後は、年間の時間外・休日労働が960時間を超える場合は、
沖縄県によるBC水準の指定を受ける必要があります。**

※法施行後は、年間の時間外・休日労働時間は960時間に制限されます。

※BC水準指定を受けると、制限は最大で1860時間までとなります。

※BC水準(B・連携 B・C-1・C-2)の4つの水準で指定が必要です。

BC水準指定を受ける場合には...

- 1 勤務環境改善評価センター(評価センター)の審査を受ける必要があります。
 ※評価センターの事業は日本医師会が厚生労働省より受託しています。
 ※審査の実務は10月頃からスタートすると見込まれています。
- 2 審査では、医師の労働時間短縮計画(案)を提出する必要があります。
 ※医師の労働時間短縮計画(案)は令和6年度4月を始期とする計画である必要があります。
- 3 審査には、4か月から5か月の審査期間が想定されています。
 ※ネット上で申請、関係書類を登録、書面審査になるとされています。
 ※ただ必要に応じて、訪問調査になる場合も想定されています。
- 4 県によるBC水準指定は、令和5年度に行われる見込みです。
 ※県の指定を受けるためには各医療機関による県への申請が必要になる見込みです。
 ※県への申請時には、評価センターの評価結果を添える必要があります。
 ※県では申請を受けて、協議体での審査、指定事務、公表を行うこととなります。



C-1(研修医対象水準)、C-2(高度技能水準)については上記以外の特別な手続きが必要となると見込まれていますが、詳細が判明次第、情報提供させていただきます。

私たち、沖縄県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では、

- ・BC水準指定に関すること
- ・医師の労働時間短縮計画に関すること
- ・BC水準指定事務における第三者評価(評価センター)に関すること
- ・労働時間の把握に関すること
- ・自己研鑽か労働時間かについて、宿日直許可に関すること
- ・院内・医局・管理者会議等での学習会への講師派遣も行ってまいります。

→まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせて訪問させていただきます。

TEL・FAX : 098-988-1430 (相談無料) 受付: 平日 10:00~16:00

E-mail : contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp

追加的健康確保措置
なども判明次第情報
提供いたします。